

市営住宅（シルバーハウジング）に入居を希望される方に

1. シルバーハウジング

間ノ島団地（B-1号棟）	2DK 26戸
相生町五丁目団地（B棟）	2DK 24戸

2. シルバーハウジングとは

①高齢者の1人暮らしや夫婦世帯などが安心して生活ができるように、エレベーター付の建物に住宅があり、室内の段差が無く玄関やトイレ・お風呂などには手すりがあります。

②「ALSOK あんしんセンター」による以下のサービスが受けられます。

（24時間看護師がいる民間の受信センター 365日対応）

- ・月一お伺いコール
- ・日常の健康相談（通話料無料 24時間対応）
- ・消防署へ出動要請
- ・生活相談員（平日10:00～15:00の間）へ安否確認依頼
（生活相談員へも上記時間帯に生活相談が受けられます）

※家賃とは別に所得税額に応じた費用を負担していただく場合があります。

<室内各種センサー・緊急通報装置等について>

水・人感センサー、火災警報器、ガス漏れ等を検知した場合や、NTT回線を利用した緊急通報装置への簡単な操作により、自動的にあんしんセンターに受信され迅速かつ適切な対応を図るというものです。

※緊急通報装置については、**NTT通話料金（基本料金を含む）、電池の交換、故障は自己負担になります。**

3. 入居申込み資格について

別紙、「市営住宅入居のご案内」の5～6ページ

II. 入居申込者の資格 をご確認ください。

(全て満たした上で以下の条件があります。)

4. シルバーハウジング 入居申込み資格

(次の①～⑥のすべての資格を満たす人)

- ① 申込者及び同居者全員(2人まで)が60歳以上の高齢者であること
- ② 自炊が可能な程度の健康状態(歩行、食事、着脱衣、入浴、排泄等日常生活が援助無く出来る程度に健常であることをいう)で、市営住宅内において円満な共同生活を営むことが出来ること(団地内清掃・管理連絡員業務等にご協力)
- ③ 固定電話の設置が可能であること(基本料金・通話料自己負担)
(緊急通報装置にはNTT回線を利用する為。ひかり電話不可)
- ④ 緊急時に協力してもらえる方(近隣居住者で、緊急通報装置未設置の方)を3名つけられる人
- ⑤ 桐生市内在住であること
- ⑥ 身元引受人(1名)をつけられる人
(市内在住者。但し、親族の場合は県内在住者)

※二人世帯で申し込む場合でも身元引受人は必要となります。